

## 新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。昨年も、さくら合同事務所へひとかたならぬご厚情を賜りありがとうございました。本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすくそして楽しく発信させていただき所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。  
令和5年元旦

### 胆石です。今すぐ入院！！

27年前の夏。監査の帰り。体調が突然悪化し、中央病院に駆け込み。仕事の予定を訴えたが、ダメの一言。逮捕の世界。黄疸で真っ黄色だったらしい。それから92日。病室から稲刈りを見つめる毎日。生まれて初めての入院。お腹に大きな傷跡が残った。治療を怠け続けた結果の大きなツケ払い。



(竹内)

## 事業承継税制特例措置の適用期限が迫っています

後継者へ円滑な事業承継を進めるには時間がかかります。

特に自社株式の評価額が高額になる場合には、予想以上の贈与税・相続税が発生してしまい、事業承継を進めることが困難になってしまリスクがあります。

このようなケースに対処するために、時限的に非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除制度(法人版事業承継税制)の特例措置が用意されていますが、その適用期限が迫っています。

ぜひ、このタイミングで法人版事業承継税制の適用が必要かどうかの再点検をしておきましょう！

### 「特例措置」は特例承継計画の提出が必須です

法人版事業承継税制の特例措置は、下記のように従来の一般措置に比べて有利な制度となっていますが、この「特例措置」を使う場合には、特例承継計画の期限内の提出が必須です。

### 特例承継計画の提出は令和6年3月31日まで

#### お早めの検討をお願いします

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 【提出期限】令和6年3月31日 (令和4年度税制改正で延長)	不要
適用期限	平成30年1月1日から令和9年12月31日まで(延長の改正無し)の贈与・相続等	なし
対象株式	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与100% 相続80%
継承パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし

★日本税理士会連合会「事業承継に係る取り組みについて」より抜粋

(大寺)

令和5年 新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひ致します。



## ◆ ◆ 厚労省関連の改正 ◆ ◆

### 1. 2023/4～中小企業・月60時間を超える法定時間外労働の割増賃金率が50%以上に！！

#### (1) 割増賃金率

- ① 時間外労働 50%以上
- ② 休日労働 35%以上 ※60時間以下のときと同じ
- ③ 法定労働時間内の深夜労働(22:00～5:00) 25%以上 ※60時間以下のときと同じ
- ④ 時間外労働が深夜に及んだ場合 75%以上(①+③)
- ⑤ 休日労働が深夜に及んだ場合 60%以上(②+③)

#### ※ 休日労働との関係

- ・月60時間の算定には、**法定休日労働時間は含まない**
- ・法定休日以外 **(所定休日)の労働時間は60時間に含まれる**

### (2) 代替休暇 引上げ分の割増賃金を支払う代わりに代替休暇を付与できる⇒**労使協定必要**

### (3) 就業規則の変更が必要となる場合がある

### (4) 36協定の取扱い

- ・36協定に特別条項を設定する場合には、割増賃金率の記載欄があるが、60時間超えの割増賃金率の記載は必要ない⇒協定期間が2023/4をまたぐ場合でも、新届け出は不要

※ 時間外労働が多い事業所は、労働時間を適正に把握し、時間外労働削減の対応に努めましょう！

### 2. 2022/10～**出生時育児休業(産後パパ育休)** — 従来の育児休業に加えて創設 —

#### (1) 誕生日から8週間以内に28日間を上限に取得(2回に分割可・要件満たせば休業中に就業可)

#### (2) 出生時育児休業給付金の留意点

##### ① 申請手続き

- ・誕生日の8週間後の翌日から2ヶ月後の月末までに(2回分割時はまとめて申請)

##### ② 休業中の就業

- ・就業可能日数は最大10日(10日を超える場合は80時間)
- ・休業日数が28日間より短い場合は、休業日数に比例して短くなる、又は支給されないこともある

##### ③ 休業開始時賃金日額

- ・出生時育児休業開始前6ヶ月間の賃金を基に決定

### 3. 2022/10～育児休業中の**社会保険料免除**見直し

#### ① **同月内**に短期間の育児休業等を取得している場合の取扱い⇒その月の末日が育休期間中に加えて**14日以上**の育児休業等を取得した場合に⇒当該月の月額保険料免除

#### ② **連続する2以上**の育児休業等を取得している場合の取扱い⇒その全部を**一つの育児休業等とみなし**、保険料免除

#### ③ 賞与月に育児休業等を取得している場合の取扱い⇒**連続した1カ月超の育児休業等に限り**賞与保険料免除

### 4. 2023/4～賃金のデジタル払い解禁

一定の要件を満たす厚労省指定の資金移動業者の口座への賃金支払いが追加(従業員の同意必要)

新型コロナウイルスの影響で、マスクの生活が3年になります。今年こそはコロナが収束し、皆様方が自由に活動できる正常な状態になることをお祈り致します。(竹内政代)

## 1月の社会保険労務

31日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満10月～12月分>(労働基準監督署)  
健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)  
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)  
労働保険料の納付<延納第3期分>(郵便局または銀行)  
有期事業概算保険料延納額<12～3月>の納付

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届  
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届

## 1月の税務

### ■ 本年最初の給与支払日の前日

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
提出先…給与の支払者(所轄税務署長)

### ■ 1月10日

- 2 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)

### ■ 1月31日

- 3 支払調書の提出
- 4 源泉徴収票の交付  
交付先…①所轄税務署長 ②受給者
- 5 固定資産税の償却資産に関する申告
- 6 11月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 7 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 9 5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 10 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 11 消費税の年税額が4800万円超の10月、11月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

- 12 給与支払報告書の提出

(1) 提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者

(2) 提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

### ■ 1月中において市町村の条例で定める日

- 13 個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)

## リスマネ委員会 \* 一般的な法人事業保険(定期保険)のしくみ \*

法人事業保険では、一定の保険料で「保障」を確保し、経営安定資金や生存退職準備資金として利用可能な解約払戻金のあるタイプが活用されています。

解約払戻金のあるタイプの定期保険料は、「保障」は保険期間満了まで一定もしくは増加、解約払戻金は期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくと減り、満了時にはゼロになります。

※解約払戻金は解約返戻率のピーク(早期に到来)および解約払戻金のピーク(遅れて到来)を迎えるタイミング確認がポイントです。

保障額の必要性等を定期的に確認することをお勧めします。



## 資産税係 \* 被相続人の貸金庫について \*

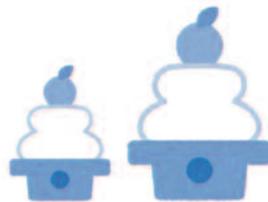
貸金庫を開けることができる人は、原則として契約者本人に限られます。貸金庫の契約者が死亡した場合、貸金庫を開けることは困難になります。

貸金庫の中の財産も相続の対象になります。遺産分割が確定するまでは相続人全員が共有している状態になります。一部の相続人にだけ貸金庫の開閉を許すと他の相続人から銀行が責任を追及される恐れがあるため、契約者の死亡を知った時点で貸金庫の開閉が一時的に停止されます。

貸金庫の契約者が生前にできる対策としては、生前に「遺言」で貸金庫を開ける人を指定するという方法があります。遺言執行者に貸金庫を開ける権限を与えておけば、相続人全員の同意がなくても貸金庫を開けることができます。

相続した貸金庫を開ける方法

- ・相続人全員の同意を得たうえで開ける
- ・相続人全員に立ち会ってもらったうえで開ける
- ・遺言の内容に基づいて指定された者が開ける



(坂田)

## 【徳島県】原油・原材料価格の高騰に対する事業者等への支援

徳島県において、長期化する原油・原材料価格の高騰に直面する県内事業者の負担軽減を図るため、「徳島県物価高騰対策応援金」制度が創設されました。

### (1) 給付対象

・対象月の仕入原価等(※)が、基準期間の任意の同じ月の仕入原価等と比較して増加しており、かつ、営業利益(売上高－仕入原価等)が**30%以上減少**している事業者

(※)仕入原価等＝仕入原価＋光熱水費＋燃料費

・県内に事業所を有する中小法人・個人事業者(フリーランスの方を含む)

・応援金受給後も「事業継続の意思」を有すること

○対象月 令和4年4月～令和4年11月のいずれかの月

○基準期間 平成31年4月～令和元年11月

令和2年4月～令和2年11月

令和3年4月～令和3年11月のいずれかの期間

### (2) 給付額(定額)

法人:20万円、個人事業者:10万円

### (3) 申請受付期間

令和4年12月5日(月)～令和5年2月28日(火)

○申請様式や記載要領をまとめたリーフレットの配布及びオンライン申請が可能な県の専用ホームページの開設は、12月5日(月)から開始しました。

○お問い合わせ窓口：徳島県物価高騰対策応援金コールセンター

電話:088-602-1261(午前9時から午後5時まで 土・日・祝日 含む)

(大下)



# 賀正

本年も、皆様のご希望に1歩でも近づけるよう、精一杯頑張っていきたいと思います。  
さて、2023年1月号ということで、毎年恒例の「**今年の目標**」を掲載しました。ぜひ、ご覧くださいませ。(薩摩)

72切り (たかし)      毎日散歩 (竹内)      減量する (大寺)      腰痛の改善 (ふなっしー)

健康管理 (k)      週1回の休肝日 (I)      栄養のバランスに気をつける (h)

笑顔(^^) (M)      **趣味を見つける(ごっち)**      ウォーキング継続 (ドカベン)の妹      年間休肝日 195日 (K. A)

メリハリのある生活 (T, W)      映画をたくさん見る (TM)      自炊力UP!! (Y. K)

J1昇格 (banban)      健康と事故に気を付ける (K3)      健康(A. Y)

**蹴っとぼし小僧に会う(きしがみ)**      早寝早起きの健康的な生活 (Y. O)      一日平均11,000歩継続! (H)

睡眠負債の軽減に努める!(o)      柔軟な身体づくり (H. S)

体調管理を心がける (m)      家内安全 (S. Y)      柔軟体操と体力作り+意欲の維持! (K)

ケガのない1年に(M. O)      体力をつける! (K. H)      **早く起きる (S)**

108切り!(宣言してから早4年...) (たかし♀)      THE 1975のツアー全通!! (H. O)      ほどよく働く (K)

早寝早起き (H. H)      減量&筋力づくり (S)      目を労わる (T)      心の余裕を大切に♡ (S\_\_S)

一人暮らしする (N. K)      やりたいことリスト100達成 (am)      一日5分ヨガ継続!! (K. T)

楽しく過ごす (まあ)      健康 (N・N)      **筋肉増量(K. K)**      体操を続けること (Y)

BMIを標準値に戻す (M・Y)      **健康第一 (T・N)**      体力アップ (N・S)      気持ちと身体を引き締める (Y)

趣味を減らす (T. T)      体重維持 (ks)      **心穏やかに過ごす(M・F)**

## 年末年始休暇のご案内

**12月29日(木)から1月3日(火)まで** 年末年始休暇とさせていただきます。  
何かとご不便をおかけする事と存じますが、ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

## 2023年の目標(仕事について)

新年を迎えるにあたり、昨年やり残したことを踏まえて色々な目標を立てております。  
2022年は、ICT化を目標にしておりました。徐々に進めてはおりますが、まだまだ先は長いように思います。  
2023年は、消費税インボイス制度が始まり、さらにICTに頼らなければならなくなっていくのではないかと想定しております。  
引き続き、業務の効率化を推し進めていきたいです。  
本年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(孝志洋)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、  
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
.....  
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。  
内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
株)さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>  
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp  
TEL: 088-625-2556  
FAX: 088-654-1181